令和4年9月1日

**よくある質問**

**＜認定証　申請＞**

|  |
| --- |
| 問１　認定証は研修修了日から有効か。　 |

答１　認定日は、研修修了日ではありません。

書類の審査後、認定証の交付日をもって行為を始めることができます（令和4年9月1日から変更）。お急ぎの場合は、お問い合わせください。

**＜認定証（経過措置）＞**

|  |
| --- |
| 問２　特別養護老人ホームでの経過措置として認定証を持っている。他の事業所で勤務することになったが、認定証は有効か。 |

答２　特別養護老人ホームでの経過措置は、不特定多数の者に対するものであり、他の事業所でも有効です。

　　なお、介護福祉士の登録証への付記については、「公益財団法人　社会福祉振興・試験センター」にご確認ください。

経過措置対象者に対しての新たな認定特定行為業務従事者認定証の申請の受付けは、平成27年６月30日をもって終了しています。

**＜認定証申請　第１号第２号研修＞**

|  |
| --- |
| 問３　介護職員が、喀痰吸引の研修を終了した。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答３　介護職員は大阪府への認定証の新規申請の手続きが必要です。介護福祉士で実地研修（第三号研修を除く）を修了された方は、「公益財団法人 社会福祉振興・試験センター」へ、喀痰吸引等行為の登録申請を行ってください。事業者は、大阪府への事業者登録申請が必要です。

**＜認定証　第３号研修＞**

|  |
| --- |
| 問４　第１号第２号研修の基本研修を受講したが、実地研修前に訪問介護事業所に異動になった。第３号研修の実地研修をすることで、第３号の研修終了とならないか。問５　実務者研修を修了しているが、第３号研修の実地研修をすることで、第３号の研修終了とならないか。 |

答４・５　第１号第２号研修と第３号研修は、法律上別のものと定められています。第３号研修の実地研修を行うのであれば、基本研修も第３号研修のものを受講することが必要です。

**＜認定証　第３号研修＞**

|  |
| --- |
| 問６　事業者登録をしており、第３号の認定証を持った訪問介護員が、Ａ利用者に喀痰吸引を実施している。今回、Ａ利用者に胃ろうが必要になり、訪問介護員が胃ろうの実地研修を受けた。このあと、どんな手続きが必要か。 |

答６　訪問介護員は、同一の対象者への行為の追加になりますので、認定証の変更届が必要です。

**＜指導看護師　第３号（特定の者対象）＞**

|  |
| --- |
| 問７　訪問介護事業所なので、第３号研修の指導看護師はどうしたらよいか。 |

答７　利用者をよく知っている訪問看護ステーションにお願いすることをおすすめします。第３号研修の指導看護師には、テキストとＤＶＤの自己学習でなることができます。登録研修機関に確認してください。ただし、准看護師は指導看護師になれません。

**＜指導看護師　第１号第２号（不特定の者対象）＞**

|  |
| --- |
| 問８　訪問介護員が、第２号研修を受講しており、実地研修が必要になった。訪問看護ステーションの看護師に実地研修の指導看護師になってもらえるか。 |

問８　訪問看護ステーション勤務であることは問題ありませんが、その看護師が第１号第２号研修の指導者養成研修（医療的ケア教員講習会）を受講している必要があります。第１号第２号の指導看護師は、自己学習ではなれません。また、登録研修機関との手続きが必要となります。

　　なお、医療的ケア教員講習会については近畿厚生局にご確認ください。

**＜指導看護師　第１号第２号（不特定の者対象）＞**

|  |
| --- |
| 問９　指導看護師になるには、大阪府の登録が必要か。 |

答９　大阪府への登録は不要です。第１号第２号研修の指導看護師になるには、指導者養成研修（医療的ケア教員講習会）を受講している必要があります。研修を行うに当たっては、登録研修機関との手続きが必要となります。登録研修機関に確認ください。

**＜登録研修機関での実地研修＞**

|  |
| --- |
| 問１０　認定証取得のための、実地研修を行うにあたって、大阪府への登録が必要か。 |

答１０　第１号、第２号、第３号の登録研修機関に研修申込をして、認定証取得のための実地研修を行うのに、大阪府への事前申請や登録は不要です。登録研修機関との契約になります。詳細は登録研修機関にお問い合わせください。

しかし、実地研修を行うには、医療機関との連携や役割分担、緊急時の対応、関係書類の整備等、事業者登録を行うのと、同レベルの要件を整えていただく必要があります。

　　研修終了後、事業者が業務として実施する際には大阪府へ「登録特定行為事業者」の登録が必要です。研修開始時、大阪府への登録は不要ですが、登録ができるだけの体制を整えてから研修を行って下さい。

**＜事業者登録＞**

|  |
| --- |
| 問１１　事業者登録には申請からどのくらいかかるか。 |

答１１　事業者登録は、審査等を行った以降が登録日となります。原則、申請日当日の実施はできませんのでご注意ください。必要な体制、書類等の準備を行い、余裕を持って申請をしてください。利用者の退院等でお急ぎの場合は、お問い合わせください。

**＜事業者登録/認定証申請＞**

|  |
| --- |
| 問１２　認定証申請と事業者登録と同時申請できるか。 |

答１２　申請は可能です。

**＜事業者登録　従事者名簿＞**

|  |
| --- |
| 問１３　看護師だが、訪問介護員として勤務している。喀痰吸引等を行うのに、研修を受講する必要があるか。 |

答１３　研修の受講は不要です。ただし、訪問介護員として勤務している看護師は、介護職員としての扱いになりますので、事業者登録が必要です。事業者登録の従事者名簿に記載いただき、添付書類として、認定証ではなく看護師免許証のコピーを添付してください。

**＜事業者登録　従事者名簿　/　認定証第３号研修＞**

|  |
| --- |
| 問１４　事業者登録をしており、数名の訪問介護員が、喀痰吸引等を実施している。今回、採用した新たな訪問介護員も、第３号研修を受けた。この後、どんな手続きが必要か。 |

答１４　新たな訪問介護員は、認定証の新規申請が必要です。事業者は、従事者の追加になりますので、変更登録届が必要になります。

**＜事業者登録　従事者名簿　/　認定証第３号研修＞**

|  |
| --- |
| 問１５　認定を受けた特定の対象者のサービスが終了した場合どのような手続きが必要か。 |

答１５　認定証の辞退の手続き（辞退届と認定証の原本の提出）と事業者は従事者の変更になりますので、変更登録届が必要になります。

**＜事業者登録＞**

|  |
| --- |
| 問１６　「登録喀痰吸引等事業者」と「登録特定行為事業者」はどう違うのか。 |

答１６　「登録喀痰吸引等事業者」は、介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者で、介護福祉士に対する実地研修が実施できる事業者です。「登録特定行為事業者」は認定特定行為業務従事者（「認定証」を持った介護職員）が特定行為（喀痰吸引等）を行う事業者です。

**＜登録喀痰吸引等事業者＞**

|  |
| --- |
| 問１７　「登録喀痰吸引等事業者」では、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない介護福祉士も実地研修のみでよいのか。 |

答１７　「登録喀痰吸引等事業者」では研修できません。登録研修機関にお申し込み下さい。

登録研修機関を介さず、就業先の「登録喀痰吸引等事業者」で研修を実施できるのは、介護福祉士の中でも、医療的ケアや実務者研修を修了した者だけです。「登録喀痰吸引等事業者」は、医療的ケアや実務者研修を受講したことを、養成機関の証明書など書面で確実に確認してください。

**＜登録喀痰吸引等事業者＞**

|  |
| --- |
| 問１８　介護福祉士に、「登録喀痰吸引等事業者」として実地研修をした後はどうすればよいか。 |

答１８　「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修修了証を事業者（法人）の責任で発行して下さい。介護福祉士は「公益法人財団社会福祉振興・試験センター」へ、実地研修を修了した行為の介護福祉士登録証への付記を申請して下さい。

　　大阪府へは、少なくとも年に1回以上は研修の実施結果の報告をしてください。また、従事者の追加になりますので、変更登録届が必要になります。

**＜事業者登録　不特定の者対象＞**

|  |
| --- |
| 問１９　高齢者施設で従事しているが、研修は第１号第２号研修を受講する必要があるのか。 |

答１９　高齢者の介護施設は不特定の者対象とする事業者登録が必要です。よって、従事者は第１号第２号研修を受講してください。事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の居宅系サービスについても不特定の者対象とする事業者登録が望ましく、第１号第２号研修の受講が望ましいです。利用者の急な退院等での対応が必要な場合などは事前にご相談ください。